

「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」
に係る関係府省提出資料

警察庁 法務省 文部科学省
厚生労働省 内閣府

子供・若者育成支援推進大綱 点検・評価シート

項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援 (2) 困難な状況ごとの取組 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

府省名： 警察庁

(1) 大綱策定(平成28年2月)から現在までの主な取組

学校との連携においては、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に学校警察連絡協議会を設けているほか、教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度を全ての都道府県で運用している。また、退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。

非行防止対策については、少年の規範意識の向上を図るため非行防止教室に警察職員や少年警察ボランティアを講師として派遣しているほか、少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。また、少年や保護者の悩み事・困り事について面接や電話相談窓口「ヤングテレホンコーナー」を設置するなどして指導・助言を行っている。

さらに、少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導の実施や、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。

薬物乱用防止対策については、少年が薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させるため、薬物乱用防止教室を開催している。

(2) 取組の進捗に係る自己評価

学校警察連絡協議会設置状況

全都道府県で約2400組織を設置、全国の小・中・高の約98%が加入(H31.4時点)

スクールサポーター配置状況

44都道府県で約860人を配置(H31.4時点)

刑法犯少年の検挙人員 括弧内は同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員(人)

H28: 31,516人(4.5) H30: 23,489人(3.4)

大麻乱用少年の検挙人員 括弧内は総検挙人員に占める少年の割合(%)

H28: 210人(8.3) H30: 429人(12.0)

<このうち18歳未満の検挙人員 H28: 44人 H30: 116人>

(3) 現在の課題と今後の方向性

刑法犯少年の検挙人員は減少傾向にあり、平成 30 年は戦後最少を更新したが、全体に占める割合は少ないものの、振り込め詐欺や大麻事犯の検挙人員の増加など、引き続き注意を要する状況もみられるものと認識している。こうした情勢を踏まえ、少年サポートセンター等に所属し、少年の特性についての深い知識と理解を有する少年補導職員等を中心に、関係機関・団体やボランティア等と連携した、「非行少年を生まない社会づくり」を一層推進していく。

警察と学校等との連携（連携強化のための取組）

学校警察連絡制度

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等に関する情報等を学校と警察が相互に通報する「学校警察連絡制度」が運用されている。

※ 平成31年4月1日現在、全都道府県において都道府県警察本部と都道府県教育委員会との間で構築

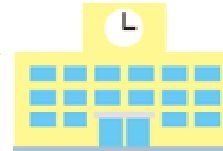
学校警察連絡協議会

警察と学校が非行防止に関して連携強化を図る目的から、警察署又は市町村単位で「学校警察連絡協議会」を構築し、薬物乱用防止教室の開催等規範意識の啓発、児童生徒の安全確保・保護等を議題とした協議を行っている。

※ 平成31年4月1日現在、2,351協議会を設置（全国の小・中・高等学校の約98%が加入）



連携



スクールサポーター

退職した警察官等からなる非常勤職員で、警察署等に配置され、担当する学校への訪問活動等により、校内における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言を行っている。

※ 平成31年4月1日現在、44都道府県で860人を配置



非行防止・薬物乱用防止教室

少年の規範意識の向上を図るとともに、インターネットに起因した犯罪の被害等に遭わないようにするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員等を学校に派遣し、非行防止教室等を開催している。

※ 平成30年度中の開催校数26,395校

少年サポートチーム

問題を抱える少年の個々の状況に応じ、的確に立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所など関係機関の担当者が少年サポートチームを結成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言等を行っている。

※ 平成30年中に2,009のサポートチームが活動

非行少年を生まない社会づくり

——「犯罪の起きにくい社会づくり」と「少年の健全育成」——

犯罪の起きにくい社会づくり

- 平成14年の最悪期以降の犯罪抑止対策の結果、刑法犯認知件数は大きく減少したが、治安の改善はいまだ道半ば
- 真に犯罪の起きにくい社会の実現に向け、社会の規範意識の向上と絆の強化が不可欠
- 中でも、社会的に孤立して自らの居場所を見出せない人々を支援するための取組が絆を強化し、将来に向けた犯罪抑止の基盤を形成

非行少年を生まない社会づくり

【現状】

- ・ 少年による社会の耳目を集める凶悪事件が後を絶たない
- ・ 受け子として振り込め詐欺に関与する少年が検挙される事件が増加傾向
- ・ 刑法犯少年の再犯者率は依然として3割超

「再犯防止推進計画」の閣議決定

(H29.12)

- ・ 非行少年に対する立ち直り支援等に関する施策

少年は次代を担う存在

「少年の健全育成」を通じた将来にわたる治安基盤づくり

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

○ 支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援

- ・ 継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談への助言等を実施
- ・ 大学生ボランティアを始め、少年警察ボランティア等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施

少年を見守る社会気運の向上

○ 少年を取り巻く地域社会の絆の強化と少年の規範意識の向上

- ・ 自治体、企業、各種地域の保護者会等に対する幅広い情報発信
- ・ 少年警察ボランティア等の協力を得た、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じた大人と触れ合う機会の確保

○ 万引き等の初発型非行を防止するための官民連携した対策

○ 非行防止教室の開催

子供・若者育成支援推進大綱
点検・評価シート

項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援
(2) 困難な状況ごとの取組
非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

府省名：法務省

(1) 大綱策定(平成28年2月)から現在までの主な取組

【検察庁における取組】

少年事件を含め、刑事事件の被害者等に対し取調べを実施したとき等に、刑事事件の処理結果、公判期日、裁判結果等の通知の希望の有無を確認し、希望する被害者等には、検察官が通知することが相当でないと判断したときを除き、これらの事項を通知する被害者等通知制度を実施している。

また、希望に応じて、有罪判決確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項の通知も行っている。

【矯正施設における取組】

矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知した。

また、少年院において、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを設置する庁を13庁まで拡大した。

少年鑑別所(法務少年支援センター)においては、非行及び犯罪に関する各般の問題に関し、地域の関係機関や保護者等からの依頼に応じ、少年やその家族等の支援を推進した。

【保護観察所における取組】

・薬物事犯者に対する薬物再乱用防止プログラム、保護観察に付されている少年等の保護者に対する保護者会、自己有用感や社会性が乏しい等の事由が認められる保護観察対象者に対する社会貢献活動を、それぞれ実施した。

・保護司等民間ボランティア団体の活動を一層促進するため、更生保護サポートセンターの設置を推進した。

(2) 取組の進捗に係る自己評価

【検察庁における取組】

被害者等通知制度について、平成28年から平成30年までの各年は、6万人以上からの通知希望があり、10万件以上の情報を通知している。

検察官においては、上記制度の趣旨等を踏まえ、適時適切に、被害者からの希望を確認し、刑事事件の処分結果や加害者の受刑中の処遇状況等に関する情報を通知することにより、被害者への配慮に努めているものと評価できる。

【矯正施設における取組】

少年院における高等学校卒業程度認定試験受験者数は、平成27年566人から平成30年は601人に増加した。同試験の全科目合格率率も、平成27年の33%から平成30年は40%に上昇した。

少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助実施件数は、平成28年5,981件、平成29年7,787件、平成30年10,084件と増加している。

【保護観察所における取組】

・薬物再乱用防止プログラム受講人員（ ）：1,415人（平成28年）、1,872人（平成29年）、3,121人（平成30年）

・保護者会実施回数：67回（平成28年度）、52回（平成29年度）、52回（平成30年度）

・社会貢献活動実施回数（ ）：1,953回（平成28年度）、1,569回（平成29年度）、1,343回（平成30年度）

保護者会の実施回数以外については、保護観察の種別毎の受講人員等の合計数であるため、大綱の対象外となる40歳代以上の人員数も含まれる。また、当省では年齢別での統計を作成していない。

・更生保護サポートセンター：802箇所（平成30年度末）

(3) 現在の課題と今後の方向性

【検察庁における取組】

今後とも、刑事事件の当事者である被害者に対して適時適切に情報提供を行うことで被害者への配慮に努めるとともに、刑事司法手続に対する被害者を含めた国民の理解と信頼を得られるよう、被害者等通知制度等を適切に運用していく。

【矯正施設における取組】

少年院においては、高等学校卒業程度認定試験受験者への指導の更なる充実等、再犯防止に資する取組を引き続き推進する。

少年鑑別所（法務少年支援センター）においては、地域の関係機関等との連携を維持・強化しつつ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を引き続き推進する。

【保護観察所における取組】

・薬物事犯者の処遇に関して、医療・保健・福祉機関や民間支援団体との連携をより強化する。

・保護観察に付されている少年等の保護者に対して、積極的に保護者会を実施していく。

・社会貢献活動の実施対象者を更に柔軟に選定していく。

・令和元年度末までに、更生保護サポートセンターを全ての保護司会（886箇所）に設置する予定である。

○ 被害者等通知制度の実施状況

年次	通知希望者数	通知者数
平成25年	68,817	108,875
平成26年	72,442	113,716
平成27年	70,802	111,443
平成28年	67,602	108,199
平成29年	66,814	105,598
平成30年	68,912	107,672